

◎税源移譲以外の主な変更点

定率減税が廃止されます

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)



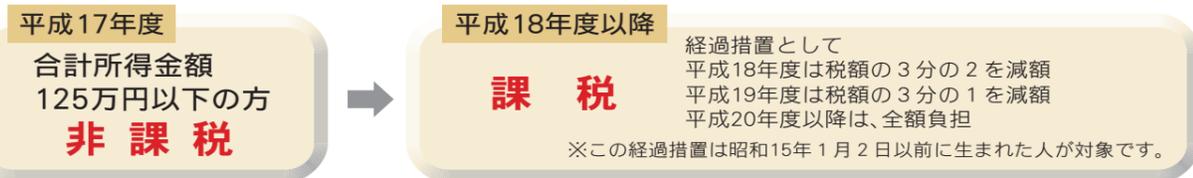
モデルケース 夫婦+子ども2人・給与収入700万円(年額)

	平成18年	平成19年
住民税	196,000円	293,500円
・定率減税	▲14,700円	
所得税	263,000円	165,500円
・定率減税	▲26,300円	
合計	418,000円	459,000円

※子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。



モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
住民税	非課税	19,900円	住民税 × 1/3 37,300円
・定率減税		▲1,500円	▲12,434円
・(住民税-定率減税) × 2/3		▲12,267円	
所得税	34,800円	34,800円	17,400円
・定率減税	▲6,960円	▲3,480円	
合計	27,840円	37,453円	42,266円
(合計)	(合計 27,800円)	(合計 37,400円)	(合計 42,200円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

※各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

お問い合わせ 総務部 税務課 市民税班 TEL050-3381-5023

平成19年から
 あなたの所得税・住民税が変わります。

平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります

「何が変わるの？」

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲(せいげんいじょう)」。税源移譲では、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、**国の税収が減り、地方の税収が増える**ことになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。



ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることになります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

独身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000円	64,500円	188,500円	→	62,000円	126,500円	188,500円	=	0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	→	160,500円	260,500円	421,000円	=	0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円	→	376,500円	404,500円	781,000円	=	0円

夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0円	9,000円	9,000円	→	0円	9,000円	9,000円	=	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	→	59,500円	135,500円	195,000円	=	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	→	165,500円	293,500円	459,000円	=	0円

※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。(詳しくは左のページをご覧ください。)